

自動車事故防止業務に携わる事業者の皆様へ

安全指導業務（適性診断及び指導講習）への参入に関するページです。

研修の実施、適性診断システムの提供、講習テキストの提供など、NASVAが行っている参入促進のための取組をご案内しております。

このページの内容に関するお問合せ先は

NASVA自動車事故対策機構 安全指導部

電話 03（5276）4471

- ・適性診断グループ：上 原、東

（メールアドレス：higashi-hiroki@nasva.go.jp）

- ・指導講習グループ：上 原、伊 東

（メールアドレス：itou-takayuki@nasva.go.jp）

安全指導業務参入のための具体的な取組

適性診断業務

1. 第一種カウンセラー要件研修を実施しています。

実施機関は義務診断（初任・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ※¹）の実施にあたり、カウンセラーが指導及び助言を実施することとされており、そのためのカウンセラー選任が認定要領で定められています。第一種カウンセラーを選任するためには、産業カウンセラー、交通心理士、主任交通心理士又は臨床心理士の資格を有する者であって、診断の実施者が実施する研修を修了している者であることが必須となっております。

2. 認定要領に定められている適性診断実施のためにNASVAが開発した診断システムを提供しています。

※1：特定診断Ⅱの実施には第二種カウンセラーの資格を要します。
詳細については別紙認定プロセスを参照ください。

指導講習業務

1. 第一種講師要件研修を実施しています。

実施機関は指導講習（基礎・一般・特別講習※²）の実施にあたり、必要な講師の選任が認定要領で定められており、第一種講師を選任するためには、運行管理者資格者証の交付を受けている者で、講習の実施者が実施する研修を修了している者であることが必須となっております。

2. 認定要領に定められている講習会実施のためにNASVAが講習種類ごとに作成したテキストを提供しています。

※2：特別講習の実施には第二種講師の資格を要します。
詳細については、別紙認定プロセスを参照ください。

適性診断の認定に関するプロセス

認定団体予定事業者向け

NASVA

社団法人日本産業カウンセラー協会認定
産業カウンセラー又は日本交通心理学会
認定交通心理士の資格取得者

日本交通心理学会認定の主任交通心理士
又は財団法人日本臨床心理士認定協会認定
の臨床心理士の資格取得者

NASVA等「認定団体が実施する研修の修了」

第一種カウンセラーに選任

初任診断
適齢診断
特定診断Ⅰ } の実施

第二種カウンセラーに選任

初任診断
適齢診断
特定診断Ⅰ・Ⅱ } の実施

申請（旅客・貨物の別、実施する診断の種別）

【旅客】

運輸規則第41条の2で
定める書類等の準備

【貨物】

安全規則第12条の2で
定める書類等の準備

審査（標準的な処理期間：3ヶ月以内）

適性診断の実施者として「認定」

第一種カウンセラーが、第二種カウンセラーの資格を取得する場合

第一種カウンセラー

特定Ⅰ診断の助言及び
指導について
30事例以上の経験

第二種カウンセラー
（特定診断Ⅱの実施）

指導講習の認定に関するプロセス

認定団体予定事業者向け

NASVA

【旅客】道路運送法第23条の2第1項の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者

【貨物】貨物自動車運送事業法第19条第1項の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者



NASVA等「認定団体が実施する研修の修了」

第一種講師に選任
(基礎講習・一般講習の実施)



申請（旅客・貨物の別、実施する講習の種別）

【旅客】

運輸規則第48条の4第2項で準用する
同規則第41条の2で定める書類等の準備

【貨物】

安全規則第23条第2項で準用する
同規則第12条の2で定める書類等の準備



審査（標準的な処理期間：3ヶ月以内）



指導講習の実施者として「認定」

第二種講師の資格取得について

第一種講師



別途定める
研修の修了



第二種講師
(特別講習の実施)